

(趣旨)

第 1 条 この規則は、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例(平成 29 年銚田市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第 3 条第 5 号に規定する投下固定資産)

第 3 条 条例第 3 条第 5 号に規定する当該事業所の操業を開始する日までに新たに取得したものは、操業を開始する日の 3 年前から操業を開始する日までに取得した投下固定資産(譲渡することを目的として取得したものを除く。)とする。

(条例第 4 条第 1 項の規則で定める事業)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める事業は、製造業及び流通業等に必要な工場及び施設(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 号第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類に掲げる E 製造業、G 情報通信業、H 運送業・郵便業、I 卸売業・小売業、L 学術研究 専門・技術サービス業)に必要な工場及び施設とする。ただし、次の各号に掲げる事業を除くものとする。

- (1) 銚田市暴力団排除条例(平成 23 年銚田市条例第 13 号)第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者が運営に関与していると認められる事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行うことを主たる目的とする事業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 1 1 項に規定する接客業務受託営業に関連していると認められる事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(条例第 4 条第 1 項に規定する新規雇用者の人数)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項に規定する市長が奨励措置の対象とする企業を指定する場合の新規雇用者の人数は、企業が新設し、又は増設した事業所の操業を開始した日における人数とする。

(指定の申請)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の規定により指定の申請をしようとする企業は、新設又は増設に係る事業所の操業を開始する予定期日の 90 日前から 30 日前までに、銚田市企業立地奨励措置指定企業指定申請書(様式 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法人の登記事項証明書及び定款若しくはこれに類するもの又は住民票の写し
- (2) 事業の概要を説明する書類
- (3) 事業所の位置図及び配置図
- (4) 投下固定資産の取得に係る契約書の写し又はその他取得額を証する書類
- (5) 新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類
- (6) 新規雇用者との雇用契約書の写し

(7) 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

(8) 銚田市企業立地奨励措置対象市税等納付状況調査同意書(様式2号)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定するものとする。

2 市長は、条例第4条第1項の規定により指定の可否を決定したときは、銚田市企業立地奨励措置指定企業指定(却下)通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更事項の届出)

第8条 条例第4条第1項の規定により指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)は、第6条の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに銚田市企業立地奨励措置指定企業変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(操業開始の届出)

第9条 指定企業は、新設又は増設に係る事業所の操業を開始した日から30日以内に、銚田市企業立地奨励措置指定企業操業開始届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(企業立地奨励金の交付申請)

第10条 条例第5条第1号に規定する企業立地奨励金の交付を受けようとする指定企業は、交付の対象とする期間における各年度分の固定資産税を完納した日の属する各年度の3月10日までに、銚田市企業立地奨励金交付申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 投下固定資産に係る固定資産税の納税通知書(課税証明書を含む。)の写し

(2) 投下固定資産に償却資産が含まれる場合にあつては、償却資産申告書(種類別明細書を含む。)の写し

(3) 交付申請時における新規雇用者の新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類

(4) 交付申請時における新規雇用者との雇用契約書の写し

(5) 交付申請時における新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(企業立地奨励金の交付決定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、企業立地奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により企業立地奨励金の交付の可否を決定したときは、銚田市企業立地奨励金交付可否決定通知書(様式第7号)により、当該指定企業に通知するものとする。

(企業立地奨励金の交付請求)

第12条 前条第2項の規定により企業立地奨励金の交付を可とする決定の通知を受けた指定企業が企業立地奨励金の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に、銚田市企業立地奨励金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(企業立地奨励金の端数処理)

第13条 条例第6条第1項の収納された指定企業の固定資産税の額(投下固定資産に係る部分に限

る)に相当する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(雇用促進奨励金の交付申請)

第14条 条例第5条第2号に規定する雇用促進奨励金の交付を受けようとする指定企業は、新設又は増設に係る事業所の操業を開始した日から起算して1年を経過した日から30日以内に、銚田市雇用促進奨励金交付申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定企業が新設、又は増設した事業所の操業を開始した日から1年を経過した日における新規雇用者との雇用契約書の写し
- (2) 前号に規定する新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(雇用促進奨励金の交付決定及び通知)

第15条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、雇用促進奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により雇用促進奨励金の交付の可否を決定したときは、銚田市雇用促進奨励金交付可否決定通知書(様式第10号)により、当該指定企業に通知するものとする。

(雇用促進奨励金の交付請求)

第16条 前条第2項の規定により雇用促進奨励金の交付を可とする決定の通知を受けた指定企業が雇用促進奨励金の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から30日以外に、銚田市雇用促進奨励金交付請求書(様式第11条)を市長に提出しなければならない。

(条例第7条に規定する新規雇用者数の人数)

第17条 条例第7条に規定する指定企業が新設し、又は増設した事業所の操業を開始した日から1年を経過した日における人数は、当該指定企業が新規雇用者のうち採用日において45歳以下の者を引き続き1年以上継続して雇用している者の人数をいう。

(指定企業状況報告)

第18条 指定企業は、奨励措置の対象年度となる最終年度の翌年度から指定が終了する日の属する年度までの間、当該指定に係る事業の各年度の1月1日における新規雇用者及び投下固定資産税の状況について、当該年度の1月末日までに、銚田市企業立地奨励措置指定企業状況報告書(様式第12号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類
- (2) 新規雇用者との雇用契約書の写し
- (3) 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
- (4) 投下固定資産に変更がある場合にあつては、当該変更を証する書類
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(地位継承の承認申請)

第19条 条例第8条の規定により指定企業の地位を継承しようとする企業は、銚田市企業立地奨励措置指定企業地位継承承認申請書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定企業の事業を継承した事実を証する書類

(2) 銚田市企業立地奨励措置対象市税等納付状況調査同意書(様式第2号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定企業の地位の継承の認否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定企業の地位の継承の認否を決定したときは、銚田市企業立地奨励措置指定企業地位継承承認(不承認)決定通知書(様式第14号)により、当該申請者に通知するものとする。

(指定の取消し等)

第20条 市長は、条例第9条第1項の規定により指定企業の指定を取り消し、又は停止したときは、銚田市企業立地奨励措置指定企業指定取消(停止)通知書(様式第15号)により、当該指定企業に通知するものとする。

2 市長は、指定企業が事業所の操業を休止し、条例第9条第1項の規定により当該指定企業の指定を停止した場合において、当該休止の日から1年を経過してもなお当該事業所の操業が再開されないときは、当該指定企業の指定を取り消すことができるものとする。

(奨励金の返還)

第21条 市長は、条例第9条第2項の規定により奨励金を返還させようとするときは、銚田市企業立地奨励措置奨励金返還通知書(様式第16号)により、当該企業に通知するものとする。

2 条例第9条第2項の規定により奨励金を返還させる場合の返還させる奨励金の額は、交付した奨励金の額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、当該右欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、同条第1項第4号に規定する事由により指定を取り消した場合の返還させる奨励金の額は、交付した奨励金の額とする。

奨励金の交付の決定の日から指定の取消しの日までの期間	率
1年未満	10/10
1年以上2年未満	8/10
2年以上3年未満	6/10
3年以上4年未満	4/10
4年以上5年未満	2/10

3 前条第2項の規定により指定企業の指定を取り消したことを理由として条例第9条第2項の規定により奨励金を返還させる場合の前項の規定の適用については、同項の表中「指定の取消しの日」とあるのは、「事業の操業の休止の日」とする。

(操業の廃止等の届出)

第22条 指定企業は、事業所の操業を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から10日以内に、銚田市企業立地奨励措置指定企業操業廃止(休止)届出書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

2 事業所の操業を休止した指定企業は、事業所の操業を再開したときは、その事由が発生した日から10日以内に、銚田市企業立地奨励措置指定企業操業再開届出書(様式第18号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 操業再開時における新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類

(2) 操業再開時における新規雇用者との雇用契約書の写し

(3) 操業再開時における新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)  
の写し

(4) 投下固定資産に変更がある場合にあつては、当該変更を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

銚田市企業立地奨励措置指定企業指定申請書

年 月 日

(あて)

銚田市長

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
(代表者氏名)

印

指定企業として指定を受けたいので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業所	名称		
	事業		
	所在地	銚田市	
区分	新設・増設		
操業開始予定日	年 月 日		
投下固定資産の額	土地		円
	家屋		円
	償却資産		円
	合計		円
新規雇用者数	人		
添付書類	(1) 法人の登記事項証明書及び定款若しくはこれに類するもの又は住民票の写し (2) 事業の概要を説明する書類 (3) 事業所の位置図及び配置図 (4) 投下固定資産の取得に係る契約書の写し又はその他取得額を証する書類 (5) 新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類 (6) 新規雇用者との雇用契約書の写し (7) 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し (8) 銚田市企業立地奨励措置対象市税等納付状況調査同意書(別記第 2 号様式) (9) その他市長が必要と認める書類		

様式第2号(第6条, 第19条関係)

銚田市企業立地奨励措置対象市税等納付状況調査同意書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
申請者 氏名又は名称  
(代表者氏名) ⑩

年 月 日付け, 銚田市企業立地奨励措置指定企業の指定(地位承継の承認)の申請に当たり, 下記の対象市税等について滞納がないことを誓約します。

また, 指定企業の指定が終了する日まで, 対象市税等の納付状況を調査することについて同意します。

記

1 対象市税等

(1) 法人の場合

市税, 水道料金, その他市に納付すべき使用料等

(2) 個人の場合

市税, 国民健康保険税, 介護保険料, 給食費, 保育料, 水道料金, その他市に納付すべき使用料等

銚田市企業立地奨励措置指定企業指定（却下）通知書

様

銚田市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定企業の指定については、下記のとおり指定（却下）したので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、通知します。

記

1 指定

企業	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	住所又は所在地	
事業所	名称	
	事業	
	所在地	銚田市
区分	新設・増設	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

2 却下の理由



様式第4号(第8条関係)

銚田市企業立地奨励措置指定企業変更届出書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名) 印

年 月 日付けで指定の申請をした事項に変更が生じたので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日及び番号		年 月 日 第 号	
事業所	名称		
	事業		
	所在地	銚田市	
変更事項	【変更前】	【変更後】	
変更	年月日	年 月 日	
	理由		

備考 変更を証する書類を添付すること。

様式第5号(第9条関係)

銚田市企業立地奨励措置指定企業操業開始届出書

年 月 日

(あて)

銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名)

印

事業所の操業を開始したので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日及び番号		年 月 日 第 号
事業所	名称	
	事業	
	所在地	銚田市
操業開始年月日		年 月 日

銚田市企業立地奨励金交付申請書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名) ㊟

企業立地奨励金の交付を受けたいので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額	円(第 年目)	
指定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
事業所	名称	
	事業	
	所在地	銚田市
奨励金の算出根拠	投下固定資産に係る固定資産税収納額 円	
交付申請時における新規雇用者数	人	
添付書類	(1) 投下固定資産に係る固定資産税の納税通知書(課税明細書を含む。)の写し (2) 投下固定資産に償却資産が含まれる場合にあつては、償却資産申告書(種類別明細書を含む。)の写し (3) 交付申請時における新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類 (4) 交付申請時における新規雇用者との雇用契約書の写し (5) 交付申請時における新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し (6) その他市長が必要と認める書類	

銚田市企業立地奨励金交付可否決定通知書

様

銚田市長 印

年 月 日付で申請のあった企業立地奨励金については、下記のとおり交付決定（却下）したので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円（第 年度目）
- 2 却下の理由

様式第 8 号(第 12 条関係)

銚田市企業立地奨励金交付請求書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名) ㊟

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった企業立地奨励金について、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円(第 年目)

(振込先)

(1) 金融機関名		支店等	
(2) 口座種別	普通・当座		
(3) 口座番号			
(4) フリガナ			
口座名義			

銚田市雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名) ㊟

雇用促進奨励金の交付を受けたいので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額等

交付申請額	円(第 年度目)	
指定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
事業所	名称	
	事業	
	所在地	
操業開始年月日	年 月 日	
新規雇用者数	人	
奨励金の算出根拠	人×20万円	
添付書類	(1) 新規雇用者との雇用契約書の写し (2) 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し (3) その他市長が必要と認める書類	

## 2 新規雇用者名簿

番号	雇用年月日	氏名	生年月日	住所	雇用保険番号

備考 新規雇用者とは、指定企業が新設し、又は増設した事業所の操業を開始した日から1年を経過した日における新規雇用者をいう。

銚田市雇用促進奨励金交付可否決定通知書

様

銚田市長 印

年 月 日付で申請のあった雇用促進奨励金については、下記のとおり交付決定（却下）したので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 15 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円（第 年度目）
- 2 却下の理由



様式第 11 号(第 16 条関係)

銚田市雇用促進奨励金交付請求書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名) ㊟

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった雇用促進奨励金について、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円(第 年度目)

(振込先)

(1) 金融機関名		支店等	
(2) 口座種別	普通・当座		
(3) 口座番号			
(4) フリガナ			
口座名義			

様式第 12 号(第 18 条関係)

銚田市企業立地奨励措置指定企業状況報告書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名) ㊟

年 月 日付け第 号で指定を受けた指定に係る事業の新規雇用者及び投下固定資産の状況について、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 18 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

指定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
事業所	名称	
	事業	
	所在地	
新規雇用者数	人	
投下固定資産の変更の有無	有・無 (有の場合にあつては変更の内容)	
添付書類	(1) 新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類 (2) 新規雇用者との雇用契約書の写し (3) 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用)の写し (4) 投下固定資産に変更がある場合にあつては、当該変更を証する書類 (5) その他市長が必要と認める書類	

様式第 13 号(第 19 条関係)

銚田市企業立地奨励措置指定企業地位承継承認申請書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
承継企業 氏名又は名称  
(代表者氏名) ㊟

指定企業の地位の承継の承認を受けたいので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 19 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

指定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
指定企業	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	住所又は所在地	
承継企業	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	住所又は所在地	
承継	年月日	年 月 日
	事由	
承継前の事業所	名称	
	事業	
	所在地	銚田市
承継後の事業所	名称	
	事業	
	所在地	銚田市
添付書類	(1) 指定企業の事業を承継した事実を証する書類 (2) 銚田市企業立地奨励措置対象市税等納付状況調査同意書 (別記第 2 号様式) (3) その他市長が必要と認める書類	

銚田市企業立地奨励措置指定企業地位承継承認（不承認）決定通知書

様

銚田市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定企業の地位の承継については、下記のとおり承認する（承認しない）ことに決定したので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 19 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 承認

指定年月日及び番号	年 月 日	第 号
指定企業	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	住所又は所在地	
承継企業	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	住所又は所在地	
承継後の事業所	名称	
	事業	
	所在地	銚田市

2 不承認の理由

銚田市企業立地奨励措置指定企業指定取消（停止）通知書

様

銚田市長 印

年 月 日付け 第 号をもって指定した指定企業については、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定を取り消した（停止した）ので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 20 条の規定により通知します。

記

指定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
指定企業	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	住所又は所在地	
事業所	名称	
	事業	
	所在地	銚田市
取消し（停止）の事由		

銚田市企業立地奨励措置奨励金返還通知書

様

銚田市長 印

下記の奨励金については, 銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例第 9 条第 2 項の規定により, 下記のとおり返還を求めますので, 銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 21 条第 1 項の規定により通知します。

記

返還すべき 奨励金	名称	企業立地奨励金	年 月 日付け第 号 年度分
			年 月 日付け第 号 年度分
			年 月 日付け第 号 年度分
		雇用促進奨励金	年 月 日付け第 号 年度分
	算定方法		
金額	円		
返還期限	年 月 日		
返還方法			
返還理由			

様式第 17 号(第 22 条関係)

銚田市企業立地奨励措置指定企業操業廃止(休止)届出書

年 月 日

(あて)  
銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名) ㊟

下記の事業所の操業を廃止(休止)したので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日及び番号		年 月 日 第 号
事業所	名称	
	事業	
	所在地	銚田市
廃止(休止)	年月日	年 月 日
	理由	

様式第 18 号(第 22 条関係)

銚田市企業立地奨励措置指定企業操業再開届出書

年 月 日

(あて)

銚田市長

住所又は所在地  
指定企業 氏名又は名称  
(代表者氏名)

㊟

下記の事業所の操業を再開したので、銚田市企業立地及び雇用の促進に関する条例施行規則第 22 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
事業所	名称
	事業
	所在地
操業再開年月日	年 月 日
新規雇用者数	人
投下固定資産の変更の有無	有・無 (有の場合にあつては変更の内容)
添付書類	(1) 操業再開時における新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類 (2) 操業再開時における新規雇用者との雇用契約書の写し (3) 操業再開時における新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し (4) 投下固定資産に変更がある場合にあつては、当該変更を証する書類 (5) その他市長が必要と認める書類